

(表面)
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

令和8年6月9日

香川県知事

殿

協議者 住所 徳島県徳島市東沖洲 2-16-3

氏名 株式会社三友
代表取締役社長 黒髪芳彦
電話番号 088-664-6688



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
	住所又は所在地	香川県高松市末広町7番地21
	事業場の所在地	香川県高松市香西本町742番7
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
	種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	8t/年
排出事業場	名称	徳島県内の各建設現場
	所在地	徳島県内の各建設現場
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	建設業 新築工事の屋根工事から排出される太陽光パネル 解体工事業 建物を解体する工程から排出される太陽光パネル
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
	住所又は所在地	香川県高松市末広町7番地21

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	各建設現場→主たる通行ルートとして、国道 11 号線、国道 318 号線、国道 193 号線を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	産業廃棄物収集運搬許可車両を使用し、飛散なきようにシート掛けをして、運搬いたします。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	(株)三友 管理本部 課長 西又 知 088-664-6688
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所 東京都千代田麹町5丁目1番1号
 氏名 芙蓉総合リース株式会社
 リース資産管理室室長
 吉原由美子
 電話番号 03-5213-7284



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
	住所又は所在地	香川県高松市末広町7番地21
	事業場の所在地	香川県高松市香西本町742番7
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
	種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	8t/年
	排出事業場	名称 所在地 当該排出に係る事業及び工程の概要
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は所在地	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄 香川県高松市末広町7番地21

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	①所有物件→主たる通行ルートとして、国道 11 号線、国道 318 号線、国道 193 号線を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。 ②所有物件→主たる通行ルートとして、国道 11 号線、国道 377 号線、国道 32 号線を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。 ③所有物件→主たる通行ルートとして、高知自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	産業廃棄物収集運搬許可車両を使用し、飛散なきようにシート掛けをして、運搬いたします。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	芙蓉総合リース(株) リース資産管理室 担当課長 柳田健二 03-5213-7284
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。